平成 26 年度 大学機関別認証評価評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、長崎国際大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、「高い知性と豊かな教養」「優れた徳性と品格」「たくましい意志と健康な身体」の備わった人材を育成することを建学の精神とする学校法人九州文化学院を前身として、平成 12(2000)年に開設している。使命・目的は学則に明記され、各学部・学科及び大学院研究科の目的・教育目的も具体性があり、明確な文章で簡潔に表現している。

大学の個性・特色は、教育のモットーや三つの方針(ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)に具体的に表現している。

建学の理念と教育のモットーは、中長期的な経営改善計画に明示され、使命・目的及び 教育目的を反映した改革に取組んでいる。また、教育研究組織は、使命・目的及び教育目 的にかなった構成となっており、その運営も適切に行われている。

「基準2. 学修と教授」について

大学及び大学院の入学者受入れの方針は、明確で公表・周知されており、その方針に沿った入学者選抜が行われている。一部に収容定員充足率が低い学科があるものの、改善傾向にあり、適切な在籍学生数を確保している。教育課程編成方針は明確で、教育課程は体系的に編成され、教授方法も工夫している。

ICT (情報通信技術) を活用したポートフォリオの導入や TA(Teaching Assistant)及び上級学部学生が務める補助員の活用による授業支援も充実している。また、単位認定、進級及び卒業・修了認定などの基準は、大学学則、大学院学則などで明確に定め、適切に運用している。

カリキュラムに組込まれたキャリア教育プログラムのほかに、キャリアセンターによるさまざまな進路指導や資格取得支援及び保護者への就職活動支援説明などが行われ、充実した支援体制を構築している。また、保健管理センター、学生相談室、「国際交流・留学生支援センター」による学生生活支援体制を整備しているほか、特待生制度、減免奨学生制度、各種奨学金及び留学生に対する授業料減免制度などの経済的支援制度に加え、学生寮も整備している。

教育目標を達成するために必要な教員数は確保されており、校地・校舎などは設置基準を上回る十分な面積を有しており、快適な教育環境を整備している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

「学校法人九州文化学園経営改善計画平成 23 年度~27 年度(5 ヵ年)」を策定するとともに「進捗状況中間報告」による検証を行いながら事業計画に反映している。教育研究活

動の情報や財務情報は積極的に公表している。

理事会及び評議員会は寄附行為の規定に基づき、有効に機能している。運営会議と全学 教授会を設置し、学長のリーダーシップのもとで、それぞれ大学の経営と教学に関する重 要事項を審議している。

運営会議や教授会などの主要な各種会議には事務局職員が加わり、教学組織との意思疎通と連携を保つ体制を整えている。また、職員人事考課制度を導入して OJT 体制を整えている。

薬学部の完成年度(平成 24(2012)年度)以後、財務基盤は改善し収支バランスが図られている。会計処理は、独自の「勘定科目基準書」を作成し、年度ごとに予算執行ルールを明示して適正に行われている。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価について、学則に規定するとともに、「長崎国際大学自己点検・評価委員会規程」や「長崎国際大学における点検及び評価に関する規程」を定め、2年ごとに「長崎国際大学自己点検・評価報告書」を作成している。また、授業アンケート等の各種調査を恒常的に実施し、その結果を集計、分析し、報告書にまとめるとともに、適切なフィードバックが行われている。

総じて、大学の掲げる使命・目的を達成するための、教育・学修制度及びその組織は適切に構成され運営している。教育目的の達成状況や学生の意見・要望の把握と分析を行い、教育プログラムの改善と学生支援の充実に努めている。経営改善計画の着実な実行に取組んでいるが、改善傾向が見られる一部学科の入学定員充足率や財務内容に関しては、更なる努力が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.建学の理念に基づいた教育プログラムと地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命•目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

- 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性
 - 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
 - 1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

大学は開学当初から人間尊重とホスピタリティ精神の涵養を重視した建学の精神と建学

の理念を掲げ、「いつも、人から。そして、心から。」を教育のモットーとしている。

大学の使命と目的については、学則の規定に加え三つの教育目標を示している。また、 各学部・学科及び大学院研究科の目的・教育目的も具体性があり、大学学則、大学院学則 及び各研究科規定において簡潔に文章化している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の理念「人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究」に基づき、教育の目標に「1.専門的知識と技能に加えて、知性、感性、人間性の備わった人材の育成。2.地域から愛され、地域社会に貢献できる人材の育成。3.異文化を理解し国際社会に貢献できる人材の育成。」を定め、これらを具現化するために「茶道文化」を取入れている。また、学則によって定められた大学の使命・目的は、学校教育法第83条に照らして適切なものである。

学部及び大学院の増設に伴い、必要に応じて教育目的等の見直しや三つの方針の制定を するなど、社会の変化へ対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-4 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的についての役員や教職員間での理解と支持を得るために、教授会等で周知・共有が図られている。学内外への周知に関しては、大学の使命・目的及び教育目的等を大学案内・学生便覧・ホームページ等に掲載し、職員の朝礼や責任者連絡会の場、又は学生に対する毎年のオリエンテーションの場において説明している。

中長期的な経営改善計画で建学理念とモットーを明示し、使命・目的及び教育目的を踏まえた、実践的人材育成のためのカリキュラム改革・キャリア開発支援に取組んでいる。

また、学部・学科、研究科・専攻などの教育研究組織は大学の使命・目的を実現するにふさわしく適切な構成となっており、その運営も適切に行われている。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーを定め、ホームページ、入試要項、募集要項等に明示・公表し、 周知している。そして、アドミッションポリシーに沿った能力・適性の多面的な評価のた めに、推薦入試、一般学力入試、大学入試センター試験、AO入試、外国人留学生入試等、 多様な入学者選抜方法を実施している。また、入試問題の作成は「作問委員会規程」によ り適切に運用している。

減免奨学生制度等の奨学金制度を導入するなど、経済的に就学困難な学生への支援も積極的に行い、学生の受入れを推進している。このような取組みによって、受験者及び入学者増のための工夫・改革が実施され、その結果として、大学全体の収容定員に対する在籍学生数についても改善している。

【参考意見】

○人間社会学部社会福祉学科の収容定員充足比率が低い点について、更なる入学者確保の 努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえたディプロマポリシーとそれを達成するためのカリキュラムポリシー

を定め、それを各学部の「履修の手引」やホームページに明示している。教育課程は「全学共通科目」「学部共通科目」「学科専門科目」等に区分して、体系的な編成が行われ、学科ごとに適切な履修モデルを示している。

シラバスには、到達目標を「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」に分けて明確に記載し、履修登録単位数のキャップ制を設け、過剰な科目履修を制限している。

ICT を活用したポートフォリオを導入して教員と学生のコミュニケーションを促進し、 学生の目的意識と学修意欲の向上を図っている。

学生による授業アンケート、公開授業に対する同僚による「授業参観アンケート」など を実施し、教授方法の工夫・開発及び改善に努めている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

非常勤講師も含め全教員がオフィスアワーを設定し、一覧表にして掲示するとともに学生にも配付し、学生の相談に対応している。また、TA 及び上級学部学生が務める補助員を導入し、学生をサポートしている。

それぞれの学科において、資格取得に向けた授業や演習を実施しているほか、模擬試験や夏季集中講座も行い、各種の資格取得を支援している。

留学生の生活相談には中国語、韓国語でも対応できる職員を配置する体制を取っている。 人間社会学部国際観光学科では「ピアサポートセンター」を設置し、障がいのある学生と 日本語能力の向上を目指す留学生を支援している。

学生の授業アンケートのほか、学生と学長が直接意見を交換する年2回の「学長カフェ」や、学内2か所に設置した「学生の相談箱」によって積極的に学生の意見をくみ上げ、対応する努力を行っている。また、毎回の授業で、出席の確認や質問・疑問の記入ができる「リフレクション・カード」を配付して、次の授業で質問・疑問に対応し、出席状況の悪い学生には担当教員が積極的に指導している。

【優れた点】

○学生の授業アンケートを学期末に行い、集計・分析して毎年度報告書にまとめ、教員と 学生にフィードバックするとともに、改善すべき事項を関係協議体の議を経て実行に努 めている点は評価できる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

成績評価基準は大学学則及び大学院学則で明確に規定し、単位認定、進級及び卒業・修 了認定についても大学学則と各学部の「履修の手引」及び大学院学則と各研究科の「履修 要項」に明示している。他大学開設の授業科目については、学科ごとに基準を定め、一定 の範囲内で認定している。

到達目標と成績評価の方法をシラバスに明記し、定期試験、小テスト、レポートなどを踏まえて GPA(Grade Point Average)を算出して総合的に評価している。安易な履修登録を避け、より正確に学修到達度を判断するために選択科目の「履修登録辞退制度」を設け、半期ごとに成績通知書を学生に配付し、計画的な履修管理と学修意欲の向上に努めている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

全学科において、キャリア教育に関する学内での授業や実習を導入しているほか、各学科の実習委員会は、インターンシップや長期にわたる学外での実習を運営している。また、大学は長崎県内の他の大学、短期大学、高等専門学校との共同によるプログラムや文部科学省のプロジェクトに採択されたキャリア教育事業にも取組んでいる。

そのほか、各学科教員と職員による全学的な就職委員会及びキャリア支援事務組織であるキャリアセンターがさまざまなオリエンテーションやガイダンスを行い、資格取得講座や学内外の企業説明会への参加を促進するなど、進路指導及びキャリア支援などを適切に行うことで就職率向上に寄与している。また、留学生のキャリア支援にも努めている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

- 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発
- 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

各科目の教育目的達成の評価基準をシラバスに記載し、学生への授業アンケートの結果は「授業アンケート集計結果閲覧システム」により担当教員に返却し、それに対する教員

のレスポンスを「授業アンケートに対する自己点検・評価報告書」としてまとめ、授業の 改善に努めている。また、教員間の同僚評価のための公開授業を実施し、教授方法の改善 に取組んでいることに加え、毎年度、教員個人の諸活動報告書を作成して、学修指導の改 善に取組んでいる。

学修成果物や配付資料を含む学修履歴が残せるポートフォリオシステムを導入して、学 修の振り返りができる体制を整え、学生の学修意欲の向上に活用している。

資格取得のための演習・模擬試験などで学修状況の確認を行うとともに、多くの資格を 取得できる教育課程が編成され、免許・資格取得状況の結果を教育目的の達成状況の指標 とし教育の改善を行っている。

2-7 学生サービス

- 2-7-① 学生生活の安定のための支援
- 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活の支援については、学生委員会、「保健管理センター運営委員会」「ハラスメント対策委員会」「ボランティアセンター運営委員会」などが連携して、円滑な運営を行っている。留学生には、国際交流・留学生支援センターを設置して各種指導や相談を行っている。精神的支援の必要な学生には、臨床心理士を配置した学生相談室を設置している。新入生、留学生、障がいのある学生に対しては、「ピアサポートセンター」に登録した学生が対応するピアサポート制度を整備して支援を行っている。

経済的支援としては、各種奨学金のほか、特待生制度、減免奨学生制度及び留学生に対する授業料減免制度などを整備している。また、留学生や遠方通学者のために学生寮も設置している。

在学生、卒業生、保護者に対する各種アンケートを実施し、集計結果への対応に努めている。また、学生相談箱や「学長カフェ」によっても学生サービスの改善を図っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数は設置基準を満たしており、職階分布や年齢分布も大きな偏りはなく、教員 の専兼比率は適正である。

教員採用については、「長崎国際大学教員選考規程」「長崎国際大学教員資格審査委員会規程」を定め、公募を実施している。教員の採用・昇任については、規定に基づき、委員会が審査をし、運営会議に報告し理事長が任命している。

「教育向上専門委員会」が中心となり FD・SD(Staff Development)研修が活発に行われている。加えて、教員の研究資質向上のために、学内で毎年開催される「学術研究報告会」及び各種の報告会や発表会を行っている。

教養教育は、大学の建学の理念にのっとり、「全学共通教育委員会」で編成方針を協議し、 教務委員会及び学部・学科の委員会で具体的に編成した後、全学教授会で承認している。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎の面積は設置基準を満たしている。そのほか、学部ごとに必要な実習施設や体育施設などを適切に配置・整備している。また、独自教育のための茶道教室や茶道文化研修室を設置している。図書館は充実した蔵書を備え、授業終了後の開館時間についても適切に管理されている。コンピュータ設置教室のほか、学内無線 LAN などの設備があり、学生の便宜を図っている。

建物は新耐震基準に適合し、省エネルギーにも配慮されている。全キャンパスがバリアフリー化され、防犯カメラや掌静脈認証装置の設置に取組み、安全で快適な教育環境の整備に努めている。

授業人数については、TA 制度なども活用し、教育効果を配慮したクラスサイズ編制を 行っている。

基準3.経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

- 3-1-4 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人は、教育基本法及び学校教育法に従うとともに、創設の精神にのっとった人材の育成を寄附行為に明示するなど、経営の規律と誠実性の維持を表明している。また、「学校法人九州文化学園経営改善計画平成23年度~27年度(5ヵ年)」を策定し、使命・目的の実現に向けて大学運営の改善に努めており、計画は順調に推移している。

法人や大学の諸規定は学校教育法や私立学校法、設置基準などに基づき制定・運用して おり、関連法令を遵守している。

省エネルギーや水質保全の設備を導入し、キャンパス内の環境保全に努めている。また、個人情報保護や公益通報者保護、ハラスメント防止、男女共同参画を推進する委員会に関する規定などを整備するとともに、教育研究活動の安全確保のため、動物実験、放射線障害予防、毒劇物管理などに関する規定を制定し、人権や安全に配慮している。

学校教育法施行規則で求められている9項目の教育研究活動の情報や私立学校法に規定されている財務情報については、ホームページなどを中心に適切に公表している。

【参考意見】

○危機管理に関するマニュアルなどの作成が進められているので、早急な整備に期待したい。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

法人の最高意思決定機関である理事会では、寄附行為の規定に基づき、事業計画、予算、 決算、重要な規定の制定・改廃など、重要事項の審議と意思決定を適切に行っている。「学 校法人九州文化学園理事会規則」「学校法人九州文化学園常任理事会規則」を整備し、理事 会が常任理事会に決定を委任することができる事項を定めている。

理事長・学長をはじめとする法人・大学の幹部教職員で構成する運営会議が、法人の使命・目的の達成に向けての戦略的意思決定体制を支える機能を併せ持っており、法人の円滑な運営に寄与している。また、寄附行為の規定に基づいて常務理事を選任し、理事長を補佐する体制を整えている。

理事の選任については、寄附行為に定める規定に基づいて運用している。

- 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ
 - 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
 - 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学運営全般に関する重要な事項を審議するため、法人及び大学の幹部教職員で構成する運営会議を設置し、経営・教学両面の課題共有や方針を調整する機関として有効に機能している。また、全学に関する教学事項を審議するために3学部所属教員で構成する全学教授会、学部に関する教学事項を審議するために各学部所属教員で構成する学部教授会を設置しており、教学に関する重要な意思決定機関として位置付けている。

学部横断的事項については全学的に設置する各種委員会で全学教授会議案の事前協議などを行うとともに、学部教授会と全学教授会の調整を図るために学務協議会を開催しており、各審議機関の円滑な議事運営において適切に機能している。

現在は理事長が学長を兼務していることから、大学運営を円滑に遂行するために副学長職を置き、大学の意思決定や業務執行における学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制を整備している。

【参考意見】

○大学の意思決定過程における運営会議と全学教授会の役割分担が不明確な部分があるので、組織上の位置付けをより明確にすることが望まれる。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる 意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目3-4を満たしている。

【理由】

毎月開催する運営会議には法人の責任者や大学の幹部教職員が構成員となっており、法 人全体及び学部間の意思疎通と連携を保つ体制を整備し、各部門の意思決定の円滑化を図 っている。

監事は寄附行為の規定に基づいて選任しており、監事の理事会・評議員会への出席状況は概ね適切である。また、監事は毎週1日勤務し、その職務は監査計画表に基づき適切に

執行され、管理運営機関における相互チェックによるガバナンスの機能性が保たれている。 また、評議員会は寄附行為に基づき適切に運営し、評議員の選任についても寄附行為に定める規定どおりに運用している。

年度計画・予算の策定時における執行部と各学部・事務局各課との協議の場や、各種会議体などにおける議論を通して、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目3-5を満たしている。

【理由】

事務組織については、業務分掌を明確化した事務執行体制を構築し適切に機能している。 運営会議や教授会、各種委員会、学務協議会などの主要会議には職員も加わっており、教 学組織との意思疎通や連携がとれる体制を整えている。

法人及び設置校の事務局長相当者による事務局長会や、法人事務局財務課及び設置校の会計担当者による会計担当者会議を月1回開催し、業務執行における調整と情報の共有化に努めるとともに、監事による職員の業務状況のヒアリングを実施し業務上の課題を抽出している。また、「学校法人九州文化学園予算執行事務取扱要領」「長崎国際大学出張命令の委任に関する規程」「長崎国際大学予算執行の委任に関する規程」などを整備し、権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。

職員の資質・能力向上のための多彩な研修に組織的に取組んでいるほか、職員人事考課制度を導入して上司が指導・助言を行いながら業務を執行する OJT 体制を整えている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目3-6を満たしている。

【理由】

「学校法人九州文化学園経営改善計画平成 23 年度~27 年度(5 ヵ年)」を策定し、年度 ごとの目標を達成し、財政基盤の安定化を進めている。開学以来、学部や大学院の設置を 積極的に行ってきたため、収支は厳しい状況にあったが、薬学部の完成年度(平成 24(2012)

年度) を経て、自己資金構成比率の拡充、人件費比率の低減、帰属収支差額比率の上昇など、財務内容は改善し収支バランスがとれてきている。

また、採択制の補助金に積極的に申請し、採択を受けるなど、外部資金の導入に努めている。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目3-7を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準と「学校法人九州文化学園経理規則」「学校法人九州文化学園予算規程」「学校法人九州文化学園予算執行事務取扱要領」に基づき、適切に会計処理を行っている。理事長・学長の予算編成方針に基づき、事業計画及び予算を編成し、運営会議、評議員会を経て、理事会にて承認をしている。この事業計画及び予算以外に新たな事業が発生し、当初予算とかい離が生じた場合は、評議員会に諮り、意見を聴き、理事会の議決により補正予算を編成している。

監事による監査、公認会計士による会計監査及び内部監査による三様監査の体制を整備している。監事は、公認会計士による監査及び内部監査にも同席するなど、厳正な監査を 実施している。また、「研究費不正使用防止委員会」を設置し内部監査要領も制定して、研究費の適正使用への取組みに努めている。

【優れた点】

- ○予算管理を行う全職員に対し、年度ごとに予算執行ルールを明示するとともに、法人独 自に作成した「勘定科目基準書(第 4 版)」を配付し、会計処理の適正化に努めている 点は、評価できる。
- ○監事が、会計監査のみならず業務全般について、職員と面談し個々に助言・指導を行っている点は、高く評価できる。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を学則に定め、開学時より 取組んでいる。また、「長崎国際大学自己点検・評価委員会規程」「長崎国際大学における 点検及び評価に関する規程」に基づき、恒常的な実施体制を整え、自己点検・評価委員会 の委員長には学長自らが就き、委員は各学部及び事務局からの教職員にて構成し、定期的 に開催している。2年に一度、総括的な自己点検・評価を行い、「長崎国際大学自己点検・ 評価報告書」を作成している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

予め適切な点検・評価の分担者を定め報告書を作成し、その上で自己点検・評価委員会がエビデンス、透明性を検証している。また、現状把握のため、授業アンケートだけではなく、在学生、保護者、卒業生にもアンケートを実施している。特に、授業アンケートは、経年変化やクロス集計、カテゴリー別集計により詳細な分析を行い、テキストマイニング(自由記述の分析)により改善要望に対応している。

自己点検・評価委員会は、「平成 25(2013)年度長崎国際大学 学生による授業アンケート集計結果 自己点検・評価報告書」「平成 25(2013)年度長崎国際大学 学生による授業アンケートに対する自己点検・評価報告書」「平成 25(2013)年度長崎国際大学教員個人による諸活動について自己点検・評価報告書」の3種類の報告書を刊行し、大学機関別認証評価の自己点検・評価については、大学ホームページに公開している。学生との意見交換の場である「学長カフェ」で挙がった要望等は、電子掲示板にてフィードバックを行っている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

教育面のみならず、各部局においても業務内容を検証・分析し、自己点検・評価につなげる仕組みが確立し、自己点検・評価の意識が大学全体に浸透し根付いている。その結果、授業や大学生活に関する評価・報告を経て、授業方法の改善や学生の離学防止に現れている。また、管理運営における事業計画の遂行上でも、国際観光学科のグローバルツーリズムコースの新設や広報戦略の見直し、入試制度改革等にも現れている。教育及び管理運営において、PDCAサイクルが確立し機能を発揮している。

【優れた点】

○現状把握のための各種調査を恒常的に実施し、集計や分析を行い、大学運営の改善・向上を意欲的に行っていることは、高く評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 建学の理念に基づいた教育プログラムと地域貢献

- A-1 「茶道文化」によるホスピタリティの実践
 - A-1-① 授業での実践
 - A-1-② 授業外での実践
- A-2 地域社会との連携協力・地域社会への貢献
 - A-2-① 自治体や団体との連携
 - A-2-② 生涯学習・地域への貢献

【概評】

「茶道文化」の学生に対する授業内での実践や、地域社会を対象にして行われている授業外の実践は、大学が目指すホスピタリティを具現化する取組みとして高く評価できる。「茶道文化」の授業は、学生が日本の伝統文化を再認識し、マナーや礼儀、更にホスピタリティの精神を身に付けるのに役立っている。必修科目ではないにも関わらず、ほとんどの学生がこの授業を履修しており、「茶道文化」の精神が大学内に根付いている。

また、「茶道文化」では学生の補助員制度も導入されており、学生は指導者の立場からも 茶道について学べるようになっていることも高く評価できる点である。

「茶道文化」は、「ハイスクール茶会」、小学校茶道体験、老人ホームや地域の催し物での茶会などを学外で開催することで地域社会への貢献や連携においても特に大きな役割を果たしている。それ以外でも公開講座等の実施、図書館、学生食堂の開放、体育館等の貸出しを積極的に行っている。また、地方公共団体等からの委員就任依頼に積極的に応じ、自治体との連携協定の締結をするなど、地域社会との連携協力・地域社会の貢献に積極的に取組んでいる点は高く評価できる。